朝倉商工会議所ニュース

通信 R3.6 No.1

緊急事態宣言発令中!!

会員事業所の本年度会費減額(50%)のお知らせ

平素は朝倉商工会議所事業に格別のご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は終息の兆しが見えず、三度目の緊急事態宣言も延長されました。休業要請や外出自粛等、様々な経済的影響を受けておられることと存じます。

この多大な経済的影響を鑑みて、日頃の朝倉商工会議所諸事業にご支援・ご協力 頂いております全会員の皆様方へのご支援を目的に、令和2年度に引き続き令和3年度 会議所会費につきまして減額(50%)させて頂くことと致しました。

コロナ禍の経済的打撃の完全回復には長期間を要する厳しい現況下ではありますが、 今後も会員皆様方のご支援をはじめ、地域商工業のお役にたてるよう頑張ってまいり たいと存じます。 朝倉商工会議所

会費振替日のお知らせ 6月21日(月)

【 プレミアム付商品券 】

「とくとく朝倉振興券」「あさくらペイ」を9月に発行します。

<u>9月より通常の紙の商品券と、初めての電子商品券「あさくらペイ」を発行します。</u>

<u>発行総額</u>: 4億9千万円(販売額4億円 内訳【紙3億円】【電子1億円】)

プレミアム率 :【紙】20%、【電子】30%

販売額: 【紙】1冊(1口)=10.000円、【電子】1口=10.000円、にて販売

【紙】額面 12,000 円 (中小店限定 500 円×16 枚 全店用 500 円×8 枚)

【電子】額面 13,000 円 (中小店限定 9,000 円 全店用 4,000 円)

※【紙】の購入限度額は一人 50,000 円、一世帯当たり 100,000 円まで。

【電子】の購入限度額は一人50,000円。

|予約期間 【紙】令和3年7月20日~8月6日

※【電子】は先着順で9月1日から販売します。(アプリ上)

|販売期間||【紙】令和3年9月3日~令和4年2月10日迄(使用期間も同様)

【電子】 令和3年9月1日~令和4年2月10日迄(使用期間も同様)

登録店募集中!ご不明な点はお問合せ下さい。

<甘木川花火大会の中止のお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、朝倉商工会議所主催の令和3年度『甘木川花火大会』の実施について検討の結果、中止することと致しました。

例年ご協力頂き、開催を楽しみにして頂いていると存じますが、ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

朝 倉 商 工 会 議 所 〒838-0068 朝倉市甘木 955-11 TEL: 22-3835 FAX: 22-5166

【新型コロナウィルス感染症の影響被害支援策】

◆朝倉市中小事業者等事業継続緊急支援金◆

申請締切:令和3年6月30日(水)

対象者:緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていて、令和元年比又は

令和2年比で令和3年の1月、2月又は3月の売上が15%以上減少している事業所。 国の一時金の給付対象でないこと。(福岡県の一時支援金との重複申請は可能です。)

給付額: 法人 一律20万円 個人事業者 一律10万円

◆【第6期、第7期】福岡県感染拡大防止協力金◆

申請締切:令和3年6月30日(水)

対象者:福岡県による要請に応じて、下記の要請期間に営業時間短縮を行った飲食店。

【第6期】福岡県感染拡大防止協力金 給付額:1日当たり2万5千円~7万5千円 ※売上高で計算

営業時間短縮の要請期間: 令和3年5月6日から5月11日まで

【第7期】福岡県感染拡大防止協力金(①+②)

給付額:①1日当たり4万円~10万円 ※売上高で計算

②酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が「休業」又は「酒類又はカラオケ設備の提供を取り止めて時間短縮をした場合、家賃月額×2/3 ※上限20万円

営業時間短縮の要請期間: 令和3年5月12日から5月31日まで

◆中小法人・個人事業者のための月次支援金◆

申請期間(4月~5月分): 令和3年6月中下旬~8月中下旬

対象者:下記の①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間 売上が令和元年または令和2年の同じ月と比べて50%以上減少していること。

給付額: 法人 上限20万円/月 個人 上限10万円/月

(令和元年または令和2年の基準月の売上 ― 令和3年の対象月の売上)

<一人親方労働保険のご案内>

従業員を持たず、お一人で建設業に 携わっておられる皆様。会議所では 『一人親方労働保険組合』を運営し ております。詳しくは会議所まで。

<労働保険事務組合のご案内>

従業員のいる事業所様は労働保険加入が 必須です。未加入の事業所様は早急に加入 手続きをお願い致します。

朝倉商工会議所では様々な相談(無料)に応じています。 専門家が相談に応じます。お気軽にご相談下さい。

- 〇法律相談(あらゆる法律問題に・・・)
- OIT 相談(パソコンの使い方がわからない・・・)
- ○労働者相談(従業員の社会保険は・・・)
- ○金融相談(運転資金の相談をしたい・・・)

<税務相談>

個人の青色申告事業者の申告のお手伝いをしています。

- ・節税知識をフル回転で健全会計 ・税務指導・経理記帳指導
- ・年末調整から決算申告・消費税申告
- ・PC 会計ソフト使用でらくらく記帳

朝 **倉 商 工 会 議 所** 〒838-0068 朝倉市甘木 955-11 TEL: 22-3835 FAX: 22-5166